

子どもオンブズマン

(子どもの権利救済委員)とは

「中野区子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもの権利を守るために設置されました。

相談に対して、子どもの意見や考え、思いを尊重し、子どもにとって最も善い解決方法について子どもと一緒に考え、問題の解決に向けた支援を行います。他のどの機関からも独立して活動し、関係機関等に対して調査や調整を行ったり、協力や改善を求めたりすることもできます。

また、「子どもにやさしいまちなかの」をつかっていくために、子どもの権利についての理解を広める役割ももっています。



もっと知りたいときは



ポカコロとは

子どもオンブズマンが子どもの権利に関する相談にこたえる窓口です。

「ポカコロ」には、はじめにお話を聞く子どもの権利救済相談・調査専門員がいます。

- 中野区内に在住・在学・在勤等の原則18歳未満の子どもが相談できます。
- 相談内容は、本人の希望なく、他の人には話しません。
- 子どもの権利に関わることであれば、家族など、周りの大人も相談できます。



でんわ電話で

けいたいでんわ こうしゅうでんわ
携帯電話・公衆電話からでも
無料でかけられます

フリーダイヤル

よりそう きゅうさい
0120-463-931



あいて

こ そうだんしつ
子ども相談室でも、あなたの
ちか そうだん
近くでも、相談できます



メールで



こ そうだん
メール相談
フォーム

メール
アドレス



kodomo-sodan
@city.tokyo-nakano.lg.jp



ポカコロ

そうだん ようび じかん
相談できる曜日・時間

- 月曜日から土曜日
- 午前11時から午後7時まで

にちようび しゅくじつ ねんまつねんし がつ ち
日曜日・祝日、年末年始(12月29日
から1月3日まで)はお休みです



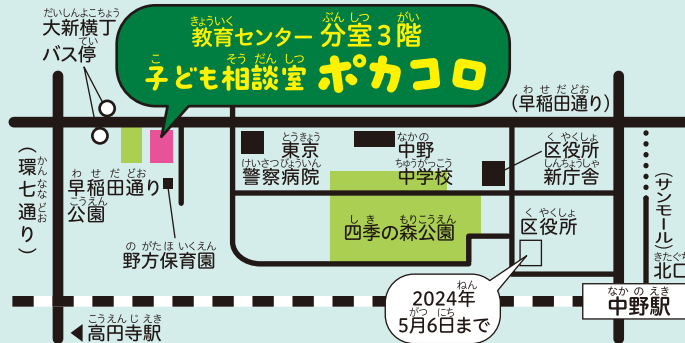
てがみ紙で

さき
あて先

〒165-0027
なかのくのがた
中野区野方1-35-3
きょういく ぶんしつ がい
教育センター分室3階
なかのくこ そうだんしつ
中野区子ども相談室
ポカコロ

きって せんようし
切手のいらない専用紙
「子どもオンブズマンお手紙相談」は
としょかん じどうかん いえ
図書館や児童館/ふれあいの家
お置いてあります

なかのえき とほやく ぶん だいしんよこちよう てい とほやく ぶん
JR中野駅から徒歩約20分 / 「大新横丁」バス停から徒歩約2分



なかのくこ きょういくぶ こ きょういくせいさくか ねん がつはつこう
中野区子ども教育部 子ども・教育政策課 2024年3月 発行

子どもの権利

まも
守る

ひろ
広める

かたちに
する

なかのくこ
中野区子どもオンブズマン

子ども相談室

ポカコロ

ポカポカした
ココロで
かえ
帰れるように★



フリーダイヤル よりそう きゅうさい
0120-463-931

なかのくこ そうだんしつ
中野区子ども相談室 **ポカコロ** けんさく
検索



なかのく 中野区
なかのくこ そうだんしつ
中野区子ども相談室HP

おんせい
音声コード

子どもの権利ってどんなこと?

たたかれない
どなられない
無視されない

まいにちよくじ た
毎日食事が食べられる
びょういん い
病院に行ける

やす あそ
休む・遊ぶ
じかん も
時間が持てる

いけん かんが
意見や考えが
たいせつ
大切にされる

どんなときも
だれからも
差別されない

など

あらゆる場面(家庭、学校、幼稚園や保育園、塾や習い事アルバイトなど)において、子どもは個人として尊重されます

さいきん
最近いやだなんて
おもふことがある
どうしたらいいの?

そう感じるときは
子どもの権利が守られて
いないこともあるよ

ひとりで悩まずに
どんなことでも
相談してね



なかのくこ けんり
「中野区子どもの権利に
かん しょうれい
関する条例」



いやなことが
あってつらい



し 知っている人には
はな 話しにくい



とも 友だちと
うまくいかない

はなし ちよつと話を
きいてほしい



など

でん け
電話

ポカコロに
相談しよう

て がみ
手紙

あ 会って話す

メール

- 相談の秘密は守られます
- お金はかかりません

あなたと一緒に考える



- あなたの考えや気持ちをよくききます
- あなたがよいと思える解決方法を一緒に考えます

子どもオンブズマンが
関係する人に

解決

どうすれば
いいか
わかった

げん き
元気に
なれた

もう
だいじょうぶ
大丈夫

あんしん
安心できるまで
相談できます



調べる・協力を求める

- 話をききます
- 協力を求めます
- あなたの代わりに考えや気持ちを伝えます

要請・意見表明

- より善くしていくために他の機関に対して
対応や制度の改善を求めることもできます